

町田市の福祉への新たな取り組み

フォーラム事務局 国立公衆衛生院 松本 恭治

★本年7月より町田市では集合住宅3階以上にエレベーターの設置が義務づけられました。

町田市は平成5年12月に「福祉のまちづくり総合推進条例」を定めた。推進条例は大きく「福祉のまちづくりを推進するための基本事項」と「都市施設の整備」の章に分けている。

前半では、第1節・地域社会の連帯の形成、2節・健康の確保、3節・社会参加の促進、4節・在宅福祉の充実が上げられ、後半では、第1節・都市施設の整備、2節・公共車両の整備、3節・住宅の整備を上げている。条例の施行は本年7月1日である。

施行規則には大・小公益施設、駅、停留所及びバスターミナル、道路、公園の都市整備基準等及び集合住宅整備基準等が整備基準及び誘導基準等に分け、上げられている。集合住宅整備基準等では、1・道路から出入口に至る通路、2・出入口、3・各住戸の出入口、4・共用廊下、5・共用階段、6・エレベーター、7・各住戸、8・便所、9・浴室、10・駐車場等が車椅子者や移動弱者保護の観点から記述されている。

この中で特に注目するところは総合的な取り組みであることに加え、市内に増加しつつある集合住宅に対して、通行の支障となる段差の禁止、階段手すりの設置、エレベーター設置、車椅子用住戸用の駐車場確保等を義務づけた点である。特にエレベーター設置は5階建て以上かつ9戸以上、4階建ての場合は1棟が40戸以上（ワンルームの場合は50戸以上）で設置を義務づけ、特に公営・公団・公社住宅の場合は3階建て以上かつ9戸以上で設置を義務づけた。これらは建築確認申請を行う前の事前協議によって審査し、協議済証を確認申請等を行う際に添付しなければならないとしている。

高齢化社会に対応する環境整備の一環として画期的な施策として評価できるが、町田市で実現したのは次の様な背景がある。

それらは①1974年に町田市は福祉のまちづくり基準整備指針を全国に先駆けて制定し、途中1984年に改定して今回に至ったが、②他の後続の多くの自治体が福祉のまちづくり指針の普及を建築確認担当部局で行ってきたのに対して、町田市は福祉部自身で行ってきたことで、建物や環境に対する認識の深まりと指導のノウハウを蓄積してきたこと、③さらに行政が率先して福祉全般の対策に力を入れて来たこと等が上げられる。1993年9月に公表した「短期居住の高齢者とその家族の生活に関する調査」結果は、子供に呼び寄せられた老人が市内に多く居住する実態を明らかにした。そこでは孤独な姿の老人像や介護に疲れた子供の姿が生々しく報告され、関係者に大きなショックを与えた。（本年、老人と家族の意見が、本として出版された。）

さらに1993年11月に町田市高齢社会対策検討委員会が答申した「みんなでつくる暮らしやすいまち・まちだ」（町田市高齢社会総合計画）は、271ページの分厚い報告書である特徴は①市内の高齢者の実態を様々な角度からの具体的な調査に基づいて報告していること、②様々な検討委員会に市民が参加していること、③特に高齢社会職員プロジェクトチームは多部局で、実に多職種の職員が自由応募によって各部会に参加していることなどである。表題の「みんなでつくる――」は、まさに参加型答申であることを示す。市民・職員参加型は答申

以降にもエネルギーの継続を保障する。むしろ答申をまとめた段階が実践の責任を分かち合う出発点になる可能性が高い。

一方筆者の手元には他の自治体の同様な答申が多数あるが、それらの多くは、ほんの一部の担当職員と学識経験者によって委員会を構成し、実質的にはコンサルタントが執筆したと想像できるものが多い。どこにでもある統計を掲載し、内容は類似し、表紙を替えた程度の白々しさを感じさせる報告書もある。答申を提出した後、エネルギーが分散消滅する自治体が多い中で、町田市の場合は、感動と今後の期待すら覚える報告書の中身である。

なお、本年4月から福祉部では、地元の建築士・理学療法士と協力して、寝たきり老人等への住宅改造相談事業を本格開始した。住宅診断評価フォーマットに基づいて記録し、フォローアップまでを一環事業とするため、これまでテストを繰り返してきた。この事業も充実発展することが期待出来そうである。

岐阜市における飲料水の衛生管理

岐阜市中央保健所 環境衛生監視員 末松 剛

高齢社会に向け、住環境衛生がさげられるなか、水道法に定める水質基準省令の大幅改正等どうか見えるように、環境衛生行政のなかで、飲料水に関する管理指導が大きなウエイトを占めると思慮されます。

岐阜市は、清涼な井戸水（良質な地下水が豊富で井戸水を飲用している家庭が多い）やおいしい水道水（長良川の伏流水を供給しており、浄水場等がない）の街として、全国でも有数の都市です。

アパート、マンション等の高層建築物が多く建設されるとともに、一般住宅や個人商店のビル化も著しく、貯水槽を設置して飲料水を供給する施設が多くなってきました。

しかし、井戸や貯水槽（受水槽や高置水槽）の施設管理は、設置者に委ねられており、衛生的管理が適正でないと、せっかくの良質な水を汚染させて飲むことになり、水に起因する健康被害が発生することとなります。

そこで“おいしくて衛生的な水を飲みましょう”をスローガンに、井戸水を水源としている施設や上水道・簡易水道を水源としても貯水槽を設置している施設について、適正な管理をしていただくために「岐阜市小規模水道の衛生管理に関する規程（平成6年4月1日施行）」を作成しました。

規程の概要は、水道法・ビル管理法及び食品衛生法に規定する施設を除く、①井戸水を水源とし10世帯以上の居住者、又は100人以上の利用者に給水する『小規模専用水道』、②水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもので貯水槽（受水槽及び高置水槽）を有する施設『小規模受水槽水道』、③井戸水を水源とし、①に該当しない一般飲用井戸『その他の小規模水道』の3種類に分類し、このうち①②の施設に対しては、設置・清掃報告の届出及び水質検査・貯水槽清掃（1回/年）の管理基準を定め、おいしくて衛生的な水を飲めるよう指導しています。また、③の一般飲用井戸（家庭井戸）についても小規模水道に準じて管理するよう指導しています。

規程が施行されてこの1年は、広報誌・ラジオ・新聞・関係機関を対象とした説明会等で啓発、PRに努めてきました。

新規建築はもとより、既設のマンション等の経営者からの問い合わせなど、徐々に市民の間に浸透しつつあります。

今後も、住まいと健康フォーラムニュースを参考にして、住環境衛生に取り組んでいきたいと思っています。

「住まいと健康フォーラム」の皆様初めまして。保健・福祉・医療ネットワーク研究会の島村（注：那覇市役所職員です。）と申します。この度、公衆衛生院の鈴木先生と日本住宅会議の沖縄研究集会で知り合い、投稿（勿論入会も）させていただくことになりました。さて、ご挨拶代わりに、遠く南国沖縄で「長寿を支える生活環境」をテーマとして開催された研究集会の内容を3回にわたってレポートいたします。今回は、ネットワーク研究会のご紹介を兼ねて、研究集会での私の報告の要旨を掲載します。

保健・福祉・医療ネットワーク研究会は、保健婦、福祉事務所、医療ケースワーカー、理学療法士、在宅介護センター職員、福祉機器選定士など、当該分野の実務者と関連分野の方々が高齢者や障害者の在宅福祉をめぐる様々な問題を討議することでお互いの考える問題を理解し合い、新たな福祉ニーズに対応するネットワークづくりを目的として平成2年に結成された。当初は那覇市職員の自主的グループだったが、現在はさらに範囲が広がっている。

私たちは福祉機器について大きな疑問をもってきた。給付された機器が使われないことの背後に、住宅の問題があるのではないかと考えた。そこで、各障害者の家庭の訪問時には、担当医療ケースワーカー又は保健婦、PT・OT、福祉事務所機器担当、機器選定士、建築士の5分野のメンバーが最低限同伴し、住宅のリフォームや福祉機器の見積もりから給付制度を利用した機器の申請指導、訪問リハの指導や医療機関の紹介にいたるまで、必要なサービスを現場で即断即決して提供するという手法をとって調査報告をまとめた。

那覇市内の33ケースについて集計を行った。月に4回しか外出しない人が半分いる。介助者はほぼ一日中介助にあたっている場合が多い。年間所得は50万円以下が半数おり、厳しい生活状況にある。転倒場所と原因では、ベッドや車椅子から落ちたものが多いが、機器自体や住宅の原因に注目したい。しかし、対象者が機器に持つ危険意識は極めて薄い。

相談先では、病院が多く建築関係が少ないことが目立つ。改善費用・見積もりの結果は3分の2が20万円以下であった。改善箇所としては、水まわり（風呂・トイレ）は手が掛かるため、あきらめられている傾向がある。これまでの相談方法では口頭での照会のみの場合が多く具体的相談ができていない。改造しなかった理由では、費用の問題が1位だが「改造を思いつかなかった」ケースが2位にある。

具体例の中では、危険な階段やスロープ、狭い玄関、高い上がりかまち、危険な手摺り、不適切な戸や建具、細かい段差などの問題点がある。各ケースの条件に応じた工夫によって、うまく改造できた例もある。この調査の結果から、

- (1) 福祉機器と住宅改造の総合的相談窓口の設置
- (2) 訪問型サポートチームの運営
- (3) 改造費助成制度の創設
- (4) 福祉機器給付システムの柔軟な運用

という提言をまとめ、行政に対応を求めた。

（報告につづいて、現在本会が開発中の住宅改善のための情報提供手段としてマルチメディア型のパソコンソフトウェアの紹介をビデオプロジェクトを用いて行った） 以上

次号では、世界一の長寿の村として有名な大宜味村喜如嘉のお年寄りの生活ぶりについて報告いたします。お楽しみに。

第2回 東京スタディ報告

第2回の東京スタディが5月17日、東京都中野区中野区役所の会議室で開催されました。

当日は保健婦・医師・環境衛生監視員などの自治体職員と研究者が約30名集まり、お知らせのとおり「震災時における保健所の役割」をテーマとして、行いました。

まず、事務局報告者として、東京都衛生局生活環境部の八木さんから、ご自身が神戸に行かれた経験、及びスタディ事務局のメンバーからの意見書を集約した形で、震災時における保健所の役割について、直後と短・中期に分けて報告がありました。次に自己紹介を兼ねて、報告を受けての感想や意見を一人一人が述べ、最後にディスカッションを行いました。

震災時の対応は、保健所活動が地域に根付いたものであるか、正しい情報収集や提供がなされているか、他方面の連携が取れているか等々、まさに日常が問われていることが多くの方から述べられました。

実際の対応についても、八木さんの報告の中や参加者のご意見に数々貴重な指摘がありましたが、本紙上でご紹介することはボリューム的に無理です。当日使用の資料等について、お知りになりたい方は、事務局宛ご連絡をください。

お知らせ

全国フォーラム／総会のお知らせ

今年の全国フォーラム及び総会を次の日程で行いますので多数のご参加をお願い致します。

日程：平成7年7月7日（金）午後1時30分より

場所：国立公衆衛生院 1階 第1講義室

基調講演講師：厚生省生活衛生局企画課課長補佐 金井 雅利 氏

シンポジウム「住まいとアレルギー」

シンポジスト	テクノプラン建築事務所	佐藤 清 氏（建築家）
	東京都豊島区池袋保健所	前田 孝弘 氏（医師）
	兵庫県伊丹保健所	前山美由紀 氏（保健婦）
	横浜市南区保健所	本間 豊 氏（環境衛生監視員）

コーディネーター：東京都品川区荏原保健所 青山キヨミ 氏（医師）

詳細については全国フォーラム／総会のご案内をご覧ください。

（案内が必要な方は、事務局にご連絡ください）

海外視察（イギリス／フランス：住居思想と政策現場を訪ねて）

日本住宅会議が企画する海外視察があります。今回のテーマの一つは『イギリスの住居政策と住宅監視制度』であり、自治体職員の興味深いテーマだと思います。概要は以下のとおりですので、関心のある方は、事務局にお問い合わせください。

研修日程：1995年9月15日（金）～24日（日） 10日間

調査訪問都市：ロンドン・バーミンガム・パリ・ギーズ

旅行代金：490,000円

事務局

〒108 東京都港区白金台4-6-1

国立公衆衛生院 建築衛生学部 住宅衛生室 松本恭治 鈴木晃

電話 03-3441-7111 内線277 FAX 03-3446-4314

事務局不在のことが多いので、ご連絡はなるべくFAXをお願いします。